

泉佐野市民の人権に関する意識調査業務委託仕様書

業務名 泉佐野市民の人権に関する意識調査業務委託

委託期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

1 目的

本業務は、市民の様々な人権問題に関する意識の現状や傾向を把握するとともに、近年の社会情勢や新たな人権課題を踏まえた課題分析を行い、今後の人権施策の推進及び「泉佐野市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例」の理念の実現並びに令和9年度予定の「泉佐野市人権教育推進計画」改定に向けた基礎資料とすることを目的とする。

また、従来からの経年比較を行うとともに、インターネット・SNS上の人権侵害、多文化共生、若年層を取り巻く課題等、近年顕在化している人権課題についても把握し、実効性のある施策立案につなげるものとする。

2 調査概要

(1) 調査期間

令和8年10月から11月まで（約1か月間を予定）

(2) 調査対象・調査方法

①調査対象：泉佐野市内在住の満18歳以上の市民 3,000人

本市が住民基本台帳から無作為に抽出を行う。

②調査方法：郵送配布・郵送回収を基本とし、WEB回答方式を併用する。

(3) 業務内容

①調査票の設計・作成

概ね50問程度（提案内容に応じて増減可）。自由記述欄を調査票末尾に設ける。

国、大阪府及び本市の人権施策の動向、関連計画等を参考とし、現状把握及び課題整理を念頭に入れて調査項目原案を設計する。主な調査項目は本市と協議のうえ決定し調査票を作成する。また、令和9年度予定の「泉佐野市人権教育推進計画」改定を見据えた基礎資料として活用できるよう整理する。

②調査票の印刷

調査票の作成（A4版、12ページ程度、1色刷、3,100部）

依頼文の作成も行う。

③調査票の封入・封緘・宛名ラベル貼り

調査票、返信用封筒等の封入・発送を行うこと。

④調査票の回収

⑤WEB回答

- ・設問及び回答フォームは、調査票に基づき受注者が作成する。
- ・調査対象者が回答フォームにアクセスしやすくするため、受注者はURLを二次元コード化し調査票に掲載すること。

⑥調査票の集計（自由意見のまとめを含む）及び分析

○集計

- ・調査票の点検・データ入力
- ・単純集計及びクロス集計

※クロス集計の項目は市との協議により決定

○分析

- ・前回調査との経年比較（必要に応じ、国及び大阪府調査との比較分析を行う）
- ・自由記述の分類整理・分析
- ・調査結果から見える本市の課題及び今後の施策の方向性について整理する。
- ・令和9年度予定の「泉佐野市人権教育推進計画」改定を見据えた提言を行う。

⑦報告書作成

- ・グラフや表を用いた報告書を作成
- ・今後の施策課題や傾向分析に基づいた考察を行うものとする。

⑧その他

- ・礼状兼督促状の作成と発送
礼状兼督促状の発送を行うこと。
- ・審議会等支援
必要に応じ審議会等へ出席し、調査内容や分析結果等について説明を行うこと。なお、会議資料作成支援を行うこと。
- ・学識経験者との協議及び助言内容の反映
受託者は、調査票の設計及び調査手法の検討並びに集計結果の分析及び報告書作成にあたり、市が指定する学識経験者（2名を予定）から助言を受けるものとする。
受託者は、学識経験者との協議に同席するとともに、協議内容を記録し、その内容を市へ報告すること。また、学識経験者からの助言内容を踏まえ、調査票の設計、調査手法、分析内容及び報告書に適切に反映することとし、反映内容について市へ説明を行うこと。なお、学識経験者への謝金、旅費その他必要な経費については委託料に含むものとし、受託者の負担とする。（各70,000～100,000円程度を想定）
- ・本市の人権課題を多面的に把握するとともに、令和9年度予定の「泉佐野市人権教育推進計画」改定に向けた課題整理及び施策の方向性の検討に資するため、アンケート調査結果に加え、人権関係団体等が実施した調査結果、ヒアリングその他の手法を活用した分析方法について、効果的な提案を行うこと。

(4) 成果品

- ①人権問題に関する市民意識調査報告書（A4版、190ページ程度、1色刷、100部）
- ②報告書概要版（A4版、60ページ程度、1色刷、100部）
- ③上記①②の電子データ一式
- ④各種集計データ（単純集計、クロス集計、自由記述一覧）（紙媒体1部）
- ⑤上記④の電子データ一式
- ⑥調査結果を踏まえた課題整理及び今後の人権施策並びに人権教育推進計画改定に向けた方

向性を整理した資料一式

⑦その他上記以外の電子媒体（CD-R 等一式）

⑧納期：令和9年3月17日

⑨納品場所：泉佐野市役所4階 人権推進課

(5) スケジュール

スケジュールは下記のとおり。変更となる可能性がある。

令和8年8月下旬	調査票作成
令和8年8月下旬	審議会1回目
令和8年9月下旬	調査票内容確定
令和8年10月	封入・封緘後の発送物納入
令和8年11月中旬	調査票配布・回収
令和8年11月下旬	調査票・WEB回答のデータ渡し
令和9年1月	調査結果集計分析の報告
令和9年1月下旬	審議会2回目
令和9年3月17日	報告書納品期限

3 業務を通じて取得した情報の取扱い

受託者は、本委託業務を完了した際は、本市から提供した本委託業務に係る資料及び情報を速やかに本市に返還し、並びにデータの消去及び破棄を行い、その旨の証明書を本市に提出するものとする。

4 再委託の禁止

再委託は原則認めない。ただし、書面により本市の承諾を得た場合はこの限りではない。

5 その他

- ①個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）及び泉佐野市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し、業務上知りえた事項を第三者に漏らしてはならない。また、本委託業務終了後も同様とする。
- ②本委託業務に係る一切の経費はすべて受託者の負担とする。
- ③本委託業務委託料の支払いは、委託業務完了後に一括支払いとする。
- ④制作物に係る所有権、著作権は本市に帰属する。
- ⑤受託者は、本委託業務の実施に先立ち、本市と日程及び具体的な実施内容の事前調整を行ったうえで実施計画書を作成し、本市の許可を得ること。
- ⑥受託者は、常に本市と密接な連絡をとり、協議しながら業務を遂行すること。また、必要に応じて進捗状況を本市に報告すること。担当課から打合せの申し出があった場合は、原則、担当課に出向き行うこととする。
- ⑦この仕様書に定めのない事項及び仕様書について疑義が生じた場合は、その都度、双方協議のうえ、処理することとする。